



発 行 新 潟 県

第 23 号

平成30年3月23日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

報

県

告 示

- 279 救急病院等の申出撤回(医務薬事課)
- 280 救急病院等の申出撤回(医務薬事課)
- 281 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(水産課)
- 282 保安林の指定予定(治山課)
- 283 換地処分(農地整備課)
- 284 都市計画事業の変更施行(都市整備課)
- 285 都市計画事業の事業計画の変更施行(下水道課)
- 286 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 287 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 288 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)

公 告

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

教育委員会告示

- 5 新潟県文化財の指定(文化行政課)
- 6 新潟県文化財の指定解除(文化行政課)

公安委員会規則

- 5 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則(生活安全企画課)
- 6 新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(警察本部広報広聴 課)

公安委員会告示

33 検定合格者審査の実施(生活安全企画課)

警察本部告示

21 新潟県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正(警察本部広報広聴課)

告 示

◎新潟県告示第279号

次の病院から、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する申出の撤回があった。 平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 名称及び所在地

上村病院

十日町市田中口468番地1

2 申出の撤回年月日

平成30年3月31日

◎新潟県告示第280号

次の病院から、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する申出の撤回があった。 平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 名称及び所在地

燕労災病院

燕市佐渡633

2 申出の撤回年月日

平成30年3月31日

◎新潟県告示第281号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成30年3月23日から平成30年4月6日まで縦覧に供する。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法	縦覧場所
			第113条第1項の申	
			出をする漁業協同	
			組合名称	
名立	小林 秋夫	新潟県上越市名立区名立小泊342	名立漁業協同組合	名立漁業協同組合
		番地		
	大門 燈一	新潟県上越市名立区名立小泊262		
		番地		
	前田 幸雄	新潟県上越市名立区名立大町351		
		番地4		

◎新潟県告示第282号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米山 隆一

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市樽沢乙420の2、乙421の2、乙936、乙937の2、乙938の1から乙938の3まで、乙939の1、乙939の3、乙940、乙941の1、乙941の3、乙942の1、乙944の1、乙944の3、乙946、乙947の1、乙947の2、乙949、乙950、乙951の1から乙951の3まで、乙952の1から乙952の3まで、乙953の1、乙953の2、乙954の1、乙954の2、乙955の1、乙955の4、乙955の5、乙956の1、乙956の2、乙957から乙962まで、乙964の1、乙965の1から乙965の4まで、乙966、乙966の1、乙967の1から乙967の3まで、乙969、乙970の1、乙970の2、乙970の4、乙971、乙972の1、乙973、乙974、乙977の1、乙978の3、乙978の5、乙979、乙979の1、乙980、乙981、乙983、乙984の1から乙984の10まで、乙987、乙989、乙989の1、乙989の2、乙990の1、乙990の3、乙991の1、乙992、乙992の1、乙993の1から乙993の5まで、乙993の7、乙993の9、乙994の1、乙995の3から乙995の6まで、乙997の1から乙997の3まで、乙997の6、乙997の8、乙998、乙999、乙1000の1、乙1000の2、乙1001、乙1002、乙1003の1、乙1003の3、乙1004の3から乙1004の7まで、乙1004の9、乙1004の11、乙1004の13、乙1005、乙1009の1から乙1009の5まで、乙1010の1、乙1014の1、乙1014の2、乙1014の5、乙1019の1、乙1019の1、乙1019の2、乙1019の4、乙

101905, $\angle 1021$, $\angle 1023$, $\angle 102301$, $\angle 102801$, $\angle 102804$, $\angle 102805$, $\angle 1030$, $\angle 103202$, \angle 103203, $\angle 103205$, $\angle 103206$, $\angle 1033$, $\angle 103401$, $\angle 1036$, $\angle 103901$, $\angle 1040$, $\angle 1041$, $\angle 1042$ の1からZ1042の4まで、Z1043からZ1046まで、Z1048の1、Z1048の2、Z1049、Z1050の1、Z1050 の2、乙1051の2、乙1051の3、乙1052から乙1054まで、乙1055の1から乙1055の5まで、乙1056の1、乙 1057の1から乙1057の3まで、乙1057の5から乙1057の10まで、乙1058の1、乙1059、乙1061の2、乙1061 0.5, Z106702, Z1069, Z1072, Z107401, Z108001, Z108004, Z108105, Z108406, Z109501、乙1095の3、乙1154、乙1177の1、乙1181の2、乙1183の1、乙1183の3から乙1183の12まで、乙1188 の1、乙1190の2、乙1191から乙1194まで、乙1195の1から乙1195の6まで、乙1197の1、乙1197の6、乙 1197の8から乙1197の20まで、乙1200、乙1201の1、乙1201の3、乙1202の1、乙1203の3、乙1203の5、 Z1208、Z1209の1、Z1209の3からZ1209の7まで、Z1210、Z1212の1、Z1212の4からZ1212の7ま で、乙1212の10、1212の11、乙1212の19、乙1212の22から乙1212の24まで、乙1212の27、乙1212の31、乙1212 の32、乙1212の34、乙1212の35、乙1212の37から乙1212の42まで、乙1213から乙1215まで、乙1217の1から 乙1217の4まで、乙1217の6、乙1217の11から乙1217の15まで、乙1217の19、乙1217の21、乙1217の23、乙 1217024, $\angle 1218$, $\angle 121903$, $\angle 122103$, $\angle 1228$, $\angle 1229$, $\angle 123001$, $\angle 123003$, $\angle 123004$, \angle 1231の2、乙1231の3、乙1232の1、乙1232の3から乙1232の12まで、乙1233、乙1234、乙1235の1、乙1235 の2、Z1236、Z1237、Z1239からZ1241まで、Z1242の1、Z1242の3からZ1242の5まで、Z1242の7、 乙1242の8、乙1242の10、乙1242の11、乙1242の13、乙1242の14、乙1243の1、乙1243の2、乙1243の4、 乙1245の4、乙1255の1から乙1255の6まで、乙1256、乙1259の1、乙1259の2、乙1259の7から乙1259の 9まで、乙1261、乙1263の1、乙1268の2、乙1268の11、乙1268の13から乙1268の16まで、1268の19、乙1276 の18、乙1276の21から乙1276の25まで、乙1284、乙1285、乙1286の1、乙1286の3、乙1287の1、乙1287の 2、乙1289の4、乙1289の6、乙1291、乙1293、乙1295の1から乙1295の3まで、乙1296、乙1297の2から Z1297の7まで、Z1297の10からZ1297の17まで、Z1297の21、Z1297の22、Z1297の24からZ1297の31ま で、乙1297の33から乙1297の39まで、乙1297の41、乙1297の43から乙1297の54まで、乙1297の66、乙1297の 68、乙1297の73、乙1297の75、乙1297の80、乙1297の83から乙1297の85まで、乙1297の87から乙1297の90ま で、乙1298、乙1299の1、乙1299の3、乙1299の7、乙1299の8、乙1299の10から乙1299の13まで、乙1299 の16、乙1299の20、乙1299の24、乙1299の25、乙1299の28から乙1299の31まで、乙1305の8、乙1307の1、 乙1308の1から乙1308の5まで、乙1309、乙1312の1、乙1312の2、乙1313の1、乙1315から乙1321まで、 乙1323、乙1325、乙1325の1、乙1327、乙1328の2、乙1329、乙1330、乙1331の1

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第283号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、佐渡市を地域とする県営区画整理・農業 用用排水施設整備・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業相川北部地区に係る換地処分をした。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第284号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。 平成30年3月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 柏崎都市計画道路事業
 - (2) 名称 3·4·25号諏訪町東本町線
- 2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

5 事業施行期間

平成22年7月5日から平成32年3月31日まで

◎新潟県告示第285号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

新潟県

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 信濃川下流流域下水道(新潟処理区)
- 3 事業施行期間

昭和50年3月12日から平成36年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第286号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

新潟市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市船見公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和27年12月1日から平成37年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第287号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

新潟市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市中部公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和44年3月28日から平成37年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第288号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 降 一

1 施行者の名称

新発田市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 月岡特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和57年11月30日から平成36年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

昭和57年新潟県告示第3225号、平成4年新潟県告示第556号、平成9年新潟県告示第778号、平成14年新潟県 告示第2096号、平成18年新潟県告示第701号及び平成25年新潟県告示第460号の事業地に岡屋敷字仲谷内を加 え、岡屋敷字居村を削る。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、立川メディカルセンター労働組合中央執行委員長渋谷明から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年3月25日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

立川メディカルセンター労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について (公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、青山信愛会職員労働組合中央執行委員長小林裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年4月1日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

青山信愛会職員労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、南浜病院労働組合執行委員長佐分利正幸から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年3月30日午後5時以降本問題解決まで

3 場 所

南浜病院労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、恵松会職員労働組合執行委員長平野祐一から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年3月25日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

恵松会職員労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、青松会職員労働組合執行委員長渡邉晃行から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年4月2日午前0時50分以降本問題解決まで

3 場 所

青松会職員労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、新潟中央病院千歳園職員組合執行委員長 野崎美鈴から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年4月1日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

新潟中央病院千歳園職員組合員の従事する全職場

4 概 更

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、桑名病院労働組合執行委員長鈴木真から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年4月1日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

桑名病院労働組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、健進会職員労働組合執行委員長阿部由美から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年4月1日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

健進会職員労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について (公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、西蒲中央病院職員労働組合執行委員長中村達郎から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

澙

新

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成30年3月25日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

西蒲中央病院職員労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に 指定する。

平成30年3月23日

新潟県教育委員会 教育長 池 田 幸 博

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫 刻)	木造菩薩立像	2躯	長岡市中潟町593-3	塚越久光
有形文化財 (考古資料)	神山遺跡出土品	136点	中魚沼郡津南町大字下船度乙 835番地 (農と縄文の体験実習館なじょも ん)	津南町
有形文化財(考古資料)	蔵王遺跡出土品	222点	佐渡市新穂瓜生屋492 (新穂歴史民俗資料館) 佐渡市真野新町825-1 (佐渡市埋蔵文化財整理室)	佐渡市

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第6条第3項及び第27条第4項の規定により、次の物件の新潟県文化財指定を解除する。

平成30年3月23日

新潟県教育委員会 教育長 池 田 幸 博

第6条第3項の規定による県指定の解除

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (建造物)	旧長谷川家住宅	1棟	長岡市塚野山773番地1	長岡市
有形文化財 (彫 刻)	木造一鎮上人倚像	1躯	上越市寺町2丁目11番12号	称念寺
有形文化財 (彫 刻)	木造善導大師立像	1躯	上越市寺町2丁目5番5号	善導寺
有形文化財 (古文書)	奥山庄波月條絵図	1巻	胎内市	胎内市

有形文化財 (考古資料)	ヒト形土器・壺形土器	2個	長岡市関原町1丁目字権現堂 2247番地2 (新潟県立歴史博物館)	新発田市
有形文化財 (考古資料)	笹山遺跡出土品一括	918点	十日町市西本町1丁目 (十日町市博物館)	十日町市

第6条第3項の規定による県指定の一部解除

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財	佐渡奉行所跡出土品	472点	佐渡市相川坂下町20番地	佐渡市
(考古資料)			(相川郷土博物館)	
有形文化財	元屋敷遺跡出土品	1,718点	村上市岩崩612番地118	村上市
(考古資料)			(縄文の里・朝日 奥三面歴史交	
			流館)	

第27条第4項の規定による県指定の解除

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者 保護団体
有形民俗文化財	船絵馬	1面	糸魚川市大字能生字宮ノ上 7239番地	白山神社
無形民俗文化財 (風俗慣習)	根知山寺の延年		糸魚川市	日吉神社 奉賛会
無形民俗文化財 (民俗芸能)	村上まつりのしゃぎり行事		村上市村上	村上まつり 保存会

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

新

澙

報

平成30年3月23日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動後別表号」という。)に対応する同表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

	改		正	後				改		正		前	
別表						別	表						
種別		警察本	部長が専	戸決できる事務	:		種別		警察本	部長が	専決で	できる事績	务
(略)							(略)						
銃	(1)~	(47)	(略)				銃	(1)~	(47)	(略)			
砲	(48)	銃刀剂	法第28条	の2第1項の規	見定に		砲						
刀	<u>よる</u>	5猟銃3	安全指導	委員の委嘱			刀						
剣	(49)	(略))				剣	(48)	(略)				
類	<u>(50)</u>	(略))				類	(49)	(略)				
所	<u>(51)</u>	(略))				所	(50)	(略)				
持	(52)	(略))				持	(51)	(略)				
等	<u>(53)</u>	(略))				等	(52)	(略)				
取	(54)	(略))				取	(53)	(略)				
締	<u>(55)</u>	(略)					締	<u>(54)</u>	(略)				
法	<u>(56)</u>	(略)					法	<u>(55)</u>	(略)				
関	<u>(57)</u>	(略)					関	(56)	(略)				
係	<u>(58)</u>	(略)					係	<u>(57)</u>	(略)				
	<u>(59)</u>	(略)						(58)	(略)				
	(60)	(略)						(59)	(略)				
	<u>(61)</u>	(略)						<u>(60)</u>	(略)				
	<u>(62)</u>	(略)						<u>(61)</u>	(略)				
	(63)	(略)						(62)	(略)				
	(64)	(略)						<u>(63)</u>	(略)				
	<u>(65)</u>	(略)						(64)	(略)				
	(66)	(略)						<u>(65)</u>	(略)				
	<u>(67)</u>	(略)						<u>(66)</u>	(略)				
	(68)	(略)						(67)	(略)				
	<u>(69)</u>	(略)						(68)	(略)				
	(70)	(略)						(69)	(略)				
	(71)	(略)						(70)	(略)				
	<u>(72)</u>	(略)						<u>(71)</u>	(略)				
	<u>(73)</u>	(略)						(72)	(略)				
	(74)	(略)						<u>(73)</u>	(略)				
	$\frac{(75)}{(76)}$	(略)						(74)	(略)				
	<u>(76)</u>	(略)						<u>(75)</u>	(略)				
	<u>(77)</u>	(略)						<u>(76)</u>	(略)				
	(78)	(略)						<u>(77)</u>	(略)				
	(79)	(略))					<u>(78)</u>	(略)				

第23号	新	澙	県	報	平成30年3月23日(金)
* · · ·					

(80) (略)	(79) (略)
(81) (略) (82) (略)	(80) (略) (81) (略)
(<u>83)</u> (略)	(略)

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成30年3月23日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成18年新潟県公安委員会規則第5号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改 正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改	正	後			改	正	前	
別記様	訓記様式第1号 (第2条関係)			別	別記様式第1号(第2条関係)				
	個人情報取	极事務登	经録簿		個人情報取扱事務登録簿				
(略	.)				(略)			
()	各)				(田	各)			
	(略)	(略)	要配慮個人情報			(略)	(略)	内心	
			□人種					□思想・信条	
			□信条					□信教	
			□社会的身分						
			□病歴						
			□犯罪の経歴					社会的差別の原	
			□犯罪により害					因となるおそれ	
個			を被った事実		個			のある個人情報	
人			□心身の機能の		人		<u> </u>	□人種・民族	
情			障害があるこ		情			□犯罪歴	
報			کے		報				
の			□健康診断等の		の				
記			結果		記				
録			□医師等により		録				
項			指導又は診療		項				
			若しくは調剤		目				
			が行われたこ						
			ک						
	家庭の状況		□刑事事件に関			心身の状況		}	
	□家族関係		する手続が行			□健康状態		}	
	□婚姻歴		われたこと			□病歴			
	□生活記録		□少年の保護事			□隔害の状態			
			件に関する手						
			続が行われた			家庭の状況		}	
			こと			□家族関係		·	
						□婚姻歴		火鉄(四人) おおよ	
			要配慮個人情報					当該個人情報を	
			を収集する根拠			□生活記録 _		収集する根拠	
			(略)					(略)	
(日	各)				(∄	各)			

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第33号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施する。

平成30年3月23日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
空港保安警備業務2級			
施設警備業務2級	平成30年4月27日(金)	午前10時から	各30人
交通誘導警備業務2級	平成30年4月27日(金)	午後5時まで	台30人
貴重品運搬警備業務2級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I 8階会議室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)附則第3条の規定による廃止前の 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)の規定に よる検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬業務1級又は2級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

平成30年4月5日(木)から平成30年4月6日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話 電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。
- (2) 審査申請書の提出等
 - (1)により、事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成30年4月16日(月)から平成30年4月17日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午か

ら午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

- (ア) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4 センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の写し1通
- (ウ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、新潟県内に住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)又は新潟県内の営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)
- エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。 なお、納付した審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 間合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター 電話番号 025-285-0110 (代表)

警察本部告示

◎新潟県警察本部告示第21号

新潟県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成18年新潟県警察本部告示第1号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月23日

新潟県警察本部長 山 岸 直 人

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改 正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改	正	後			改		正	前
別記様式第1号(第2条関係)					式第1号	(第2条	関係)	
個人情報取扱事務登録簿					個。	人情報取	扱事務登	 经録簿
(略)				(略	.)			
(略)				(H	各)			
(略)	(略)	要配慮個人情報			(略)		(略)	内心
		□人種				,		□思想・信条
		□信条						□信教
		□社会的身分						
		□病歴						
		□犯罪の経歴				ï		社会的差別の原
		□犯罪により害						因となるおそれ
個		を被った事実		個				のある個人情報

要配慮個人情報

を収集する根拠

(略)

(略)

□婚姻歴

(略)

□生活記録

当該個人情報を

収集する根拠

(略)